

## 今週の専門用語



### 定率法

取得価額に一定の償却率を乗じて償却額を算出する定率法は、近年、税制改正が相次いだ。19年度改正では、定額法の償却率(=1/耐用年数)の2.5倍の償却率による「250%定率法」が導入され、23年度改正では、これが「200%定率法」へと縮減されている。一方で、定率法は、「資産に具現化された将来の経済的便益の予測消費パターンを最も近く反映している」減価償却方法を求めるIFRSと異なるとの指摘もあるが、仮に定率法が廃止されれば、結果的にこの問題は解消されることになる。

### 購入記録票

免税販売を行う際、輸出品販売場を経営する事業者は購入記録票(免税物品の購入の事実を記載した書類)を作成して非居住者の旅券等に貼付けて割印することとされている。一方、非居住者は購入者誓約書(免税物品を購入後において輸出する旨を誓約する書類)を当該事業者に提出することとされている。購入記録票および購入者誓約書はこれまで法令に様式が定められていたが、法令では記載事項のみ定めることとされた(平成26年10月1日から適用)。また、記載事項の簡略化も行われている。

### 再調査の請求

改正行政不服審査法では、不服申立ての手續を審査請求に一元化する見直しが行われる。ただし、国税など、不服申立てが大量にあるものは、例外的に「再調査の請求」手續が設けられている。この場合、申立人(納税者)は直接「審査請求」を、あるいは「再調査の請求」をした上でさらに不服があれば「審査請求」を行うこともできる。「再調査の請求」とは、現行の「異議申立て」と同様であり、単に名称が変更されただけである。調査という言葉はあるが、税務調査が再度行われるわけではない。

09

ページ

16

ページ

36

ページ

From  
編集室

◆与党が「法人税改革の基本認識と論点」を今月5日に決定するまでの間、自民党税制調査会は3回の会合を党本部で開催した。野田会長がいう“通年税調”だ。◆注目度が高い法人税率引下げが焦点となっただけに、会合には多数のカメラや記者が押し寄せた。ただ、陳情に訪れる業界団体関係者の姿がなかった点が年末の改正議論の風景と異なっていた。◆税率の引下げ幅や実施時期、課税ベース拡大の具体案は年末の年度改正議論で検討される。消費税の軽減税率導入も焦点となる平成27年度税制改正議論は、例年以上に白熱したものになりそうだ。(SAK)

週刊T&Amaster 第550号

2014年6月16日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp